

【平成23年第1回定例会 市民委員会委員長報告】

平成23年3月16日 市民委員長 井口 真美

市民委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めは、「議案第4号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第14号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」であります。委員会では、審査の結果、議案2件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第15号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について」であります。

委員会では、委員から、今回の指定管理者の指定にあたりアートセンターの運営方針「新しい芸術文化を創り発信する」、「芸術文化の担い手を育てる」、「市民が質の高い芸術文化を楽しむ」、「ネットワーク型アートセンターコアとして芸術のまちづくりをリードする」、「効果的・効率的運営をして、持続させる」の5項目について質疑があり、理事者から、第1期指定管理の総括評価で今後この5項目のバランスの取れた運営を行うよう方向性が示されており、今回の募集では総括評価で示された方向性を踏まえた提案をいただいた、との答弁がありました。

次に委員から、応募した2団体の評価内容について質疑があり、理事者から、昨年12月に民間活用推進委員会で審査され、指定管理予定者である川崎市文化財団グループの提案内容は、地域を熟知しており、日本映画大学と昭和音楽大学との連携にも期待が持てる内容である。川崎市アートセンター運営共同事業体の提案内容は、実現性が担保されない某有名劇団の誘致が計画に示されていた内容であり、その提案が市民や地域にとってどのようなメリットがあるのか明確な説明がなされなかつたことなどが評価点の差に出たものである、との答弁がありました。

次に委員から、アートセンター利用者からの意見内容について質疑があり、理事者から、利用者からは、子ども向けの事業は好評であるとの意見や来場者が少ないため更なる広報活動を実施してほしいとの意見が寄せられている、との答弁がありました。

次に委員から、施設の利用状況について質疑があり、理事者から、映像編集室は専門性の高い設備となっており、平成21年度の利用率は19.1パーセントであったため、更なる施設の周知や施設を活用した事業の実施など関係団体との連携について検討していきたい。また、視覚・聴覚障害者を対象としたバリアフリー上映を平成21年は17回を行い、合計で175名の来場者があり、大変好評であった、との答弁がありました。

次に委員から、利用者からは、子ども向けの事業は好評ですぐに定員に達してしまうため、追加して実施してほしいとの声が寄せられており、対応を検討してほしい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第16号 幸区における町区域の設定について」及び「議案第17号

幸区における住居表示の実施区域及び方法について」であります。これらはいずれも、幸区小倉地区において住居表示を実施するため、所要の手続きを定める内容ですので、2件を一括して審査しました。

委員会では、委員から、今後の住居表示の実施地区について質疑があり、理事者から、平成24年度は幸区鹿島田地区、平成25年度以降は高津区末長地区において、住居表示を実施する予定である、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第18号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」であります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって、同意すべきものと決しました。

以上で、市民委員会の報告を終わります。